

令和6年度前期授業料減免の申請について (工学部・看護学部・大学院・専攻科共通)

1 授業料減免制度について

高等教育の修学支援制度（以下、国制度）により、住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学部生（留学生を除く）に対して、授業料および入学料の減免、ならびに日本学生支援機構が実施する給付奨学金の給付が行われます。

また、本学においては、学部生（留学生のみ）、大学院生（留学生を含む）及び専攻科生を対象として、本学独自の授業料等減免の制度（以下、本学制度）があります。

申請を希望する方は、以下をご確認いただき、必要書類を提出期限までにご提出ください。

2 申請要件

【国制度】学部生（留学生を除く）で日本学生支援機構の給付奨学金を受給中（または採用候補）の方、または、これから日本学生支援機構の給付奨学金の申請を行う方

【本学制度】学部留学生、大学院生（留学生を含む）、専攻科生で日本学生支援機構奨学金または富山県奨学資金、富山県看護学生修学資金などの自治体や民間団体の奨学金を受給しているか、申請している方

3 授業料減免申請後の審査・決定について

審査では、申請書をもとに、家計及び学力が基準に合致しているかを判断します。

免除の可否は、文書で通知する予定です（前期分は7～8月頃を予定）。

また、授業料減免申請者については、免除の審査結果が確定するまでは授業料の納付を求めません。審査結果が出た後に、一部免除または非該当の決定を受けた場合は、大学からの通知に基づいて所定の授業料を納入してください。

4 提出する書類

(1), (2) で提出書類が異なるため、間違えないよう注意すること！

(1) 学部生（留学生除く）

【日本学生支援機構の給付奨学金にこれから申請予定の方・新入生のうち高校等在学中に日本学生支援機構の給付奨学金の申請（予約採用）を行い、採用候補者となった方】

① 「大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書」（A様式1）

※「新入生のうち高校等在学中に日本学生支援機構の給付奨学金の申請（予約採用）を行い、採用候補者となった方」のうち、入学手続き時に入学料減免の申請として本様式を提出いただいた場合は、入学料減免の申請が前期授業料減免の申請も兼ねているため、授業料減免のために本様式をもう一度提出いただく必要はありません。

【既に日本学生支援機構の給付奨学生となっている方】

② 「大学等における修学の支援に関する法律による授業料減免の対象者の認定の継続に関する申請書」（A様式2）

(2) 留学生、大学院生、専攻科生

① 「令和6年度前期分授業料免除等申請書」（様式第4号）

② 「審査票」

③ 各種証明書類（別紙「添付する証明書等」参照）

※収入に関する証明書類は令和6年6月以降に別途ご提出いただきます。

申請受付期限 4月22日(月)17:15まで【厳守】（事務局窓口）

・申請書類は、大学ホームページよりダウンロードし、各自印刷を行ってください。

・期限を過ぎた場合は、一切受け付けませんのでご注意ください。

(事務担当)

射水キャンパス

教務課学生係

TEL 0766-56-7500 (代)

富山キャンパス

教務学生課

TEL 076-464-5410 (代)